

平成 22 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（文部科学省）

制 度 名	高等学校等就学支援金の創設に伴う非課税措置等			
税 目	所得税、国税徴収法			
要 望 の 内 容	<p>高等学校等就学支援金について、非課税とするとともに、高等学校等就学支援金の支給を受ける権利の差押を禁止することを要望する。</p> <p>※なお、所得税法第 9 条第 1 4 号により「学資に充てるため給付される金品」は、非課税とされている。</p> <table border="1" data-bbox="948 913 1490 1048"> <tr> <td data-bbox="948 913 1190 1048">減収見込額 (平年度)</td> <td data-bbox="1190 913 1490 1048">－ 百万円 (－ 百万円)</td> </tr> </table>		減収見込額 (平年度)	－ 百万円 (－ 百万円)
減収見込額 (平年度)	－ 百万円 (－ 百万円)			
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的 公立高等学校における授業料の無償化を推進する等、高等学校等における教育に係る負担の軽減を図るため、高等学校等の生徒の保護者が高等学校等就学支援金を受給する等の措置を講ずる。</p> <p>(2) 施策の必要性 家庭の状況にかかわらず、全ての意志のある高校生が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、国公立高校生のいる世帯に対し、授業料相当額を支給し、実質的に授業料を無償とするとともに、私立高校生のいる世帯に対して年額 12 万円（低所得世帯は増額）の支給を行うことで、授業料に係る経済的負担を軽減することが必要である。</p> <p>(3) 要望の措置の妥当性 高等学校等就学支援金は、国公立高校生のいる世帯に対し、授業料相当額を支給し、実質的に授業料を無償とするとともに、私立高校生のいる世帯に対して年額 12 万円（低所得世帯は増額）の支給を行うことで、授業料にかかる経済的負担を軽減するものである。公課を課し、支給額を減額した場合、家計における授業料の負担が生じることになるため、政策目的を達成する上で非課税等の措置を講ずることが不可欠である。</p>			

今回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	政策評価体系における位置付け	政策目標 2 確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成と信頼される学校づくり 政策目標 2-9 教育機会の確保のための特別な支援づくり
	政策の達成目標	新規施策のため、検討中。
	租税特別措置の適用又は延長期間は	該当なし
	同上の期間中の達成目標	該当なし
	当該要望項目以外の税制上の支援措置	該当なし
	予算上の措置等の要求内容及び金額	高等学校等就学支援金 450,123,657千円
上記の予算上の措置等と要望項目との関係	高等学校等就学支援金は、国公立高校生のいる世帯に対し、授業料相当額を支給し、実質的に授業料を無償とするとともに、私立高校生のいる世帯に対して年額12万円（低所得世帯は増額）の支給を行うことで、授業料に係る経済的負担を軽減するものである。公課を課し、支給額を減額した場合、家計における授業料の負担が生じることになるため、非課税等の措置を講ずることが、上記事業の政策目的を達成する上での前提となる。	
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	政策の達成状況	新規要望のため、該当なし。
	租税特別措置の適用実績	新規要望のため、該当なし。
	租税特別措置による政策の達成目標の実現状況等	新規要望のため、該当なし。
	前回要望時の達成目標	新規要望のため、該当なし。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	新規要望のため、該当なし。

これまでの  
要望経緯

新規要望のため、該当なし。